

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本計画の目的である「地域共生社会」を始め、計画の内容を広く町民に共有し、本町の地域福祉の推進と、町民の活動への一層の参画を促すため、様々な機会を通じて計画の周知に努めます。

(2) 協働による計画の推進

住みなれた地域で支え合い、助け合える社会を実現するためには、町や社会福祉協議会の取組だけでなく、町民や関係機関、地域の多様な主体との協働が不可欠です。民生委員・児童委員、区・自治会、地域活動団体、サービス事業者、企業などの地域福祉を担う多様な主体との連携強化を図り、本計画を推進します。

(3) 庁内横断的な連携による推進

本計画は、障がい、高齢、子ども・子育てなどの福祉の分野別計画と密接に関連するとともに、まちづくりや防災、安全・安心の取組など、幅広い分野との関わりがあります。そのため、庁内の様々な関係部局と連携し、分野の枠を越えた横断的な施策展開により、本計画を総合的に推進します。

特に、本計画に位置付けた分野横断施策については、「地域福祉推進プロジェクトチーム会議」を開催し、定期的に課題や取組状況を共有しながら、必要に応じて新たな取組や事業化の検討を進めます。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするためには、施策の進捗状況を適切に点検・評価することが重要です。本計画に掲げた施策について、毎年度、町と社会福祉協議会において取組状況を把握し、進捗を取りまとめた上で、「東郷町地域福祉グランドデザイン推進委員会」において評価し、その結果を次年度以降の事業に反映します。

また、本計画は進行管理を行うために、実施指標と成果指標を設定しています。実施指標は、毎年度、進行管理を行い、「東郷町地域福祉グランドデザイン推進委員会」において評価を行います。成果指標は、アンケート調査結果を基に設定しているため、次期計画策定前（令和13（2031）年度）に行うアンケート調査により、その達成状況を評価します。

